



# 町報 周垣

所役者田  
行町任深  
岡垣貢長  
場順一

## 地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事

業を昭和四十八年度は、岡垣町大字内浦、原の二地区を実施します

地籍調査は、正しい測量によって新しく地図と帳簿を作り、土地の正しい位置、形、地番、面積等を

明らかにするための調査なのです。この調査は、宅地等の外に道路、

用悪水路、溜池等すべての土地について行ないますから、その各々の土地について境界を明確にすることが必要です。

内浦、原区に土地を所有して居られる方は隣接土地との境界は現地で確認出来るでしようか、又その境界は隣接所有者と相互了解の上るものでしようか、若し現地に境界を明示する境界杭がなく、お互いの境界を確認しておられないよ

うでしたら、直ちに隣接所有者と協議の上境界を決定し、境界杭を設置して下さい。

地目変更など土地の異動がある場合は現況と照合しながら訂正することになつております。又山林や原野など、樹木の寄生している境界は見とおしのできるよう刈払をして境界杭を打ってください。

農道や水路の幅員の整備、又完買や譲渡など登記の済んでないものは直ちに手続きをして下さい。

地籍調査が順調に進むよう皆さんの御協力をお願ひします。

尚不審の点については岡垣町役場

国土調査係に問合わせて下さい。

企画振興課

(行政区の形状及び規模)

行政区の形状は、その境界が複雑にいりくんだり飛び地が生じたもつて区画された一團を形成され

ているものであること。

2、行政区の規模は、地域の性格及び形態並びに当該地域の人口、

家屋の密度生活状況等を勘案し、行政区戸数はおおむね、二百戸程度の規模で定められていること。

行政区の名称の定め方

行政区域の合理化のため新しく行政区を設け名称を変更する場合においてはその行政区の名称は次の基準によること。

(1)従来の行政区の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化上の

由緒ある名称で親しみ深し語調のよいものを選択すること。

(2)当用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとすること。

(3)町内で同一の名称又はまぎらわしい類似の名称が生じないようにすること。

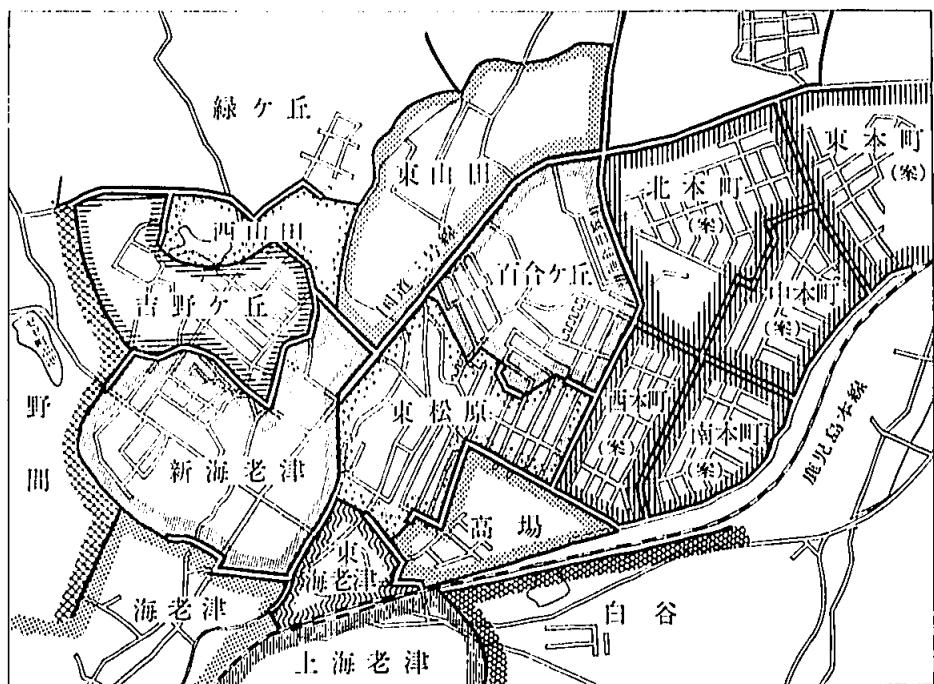
この要項は、岡垣町行政事務処託に関する規定に基づき、合理的な行政区の編成について必要な措

置を定めもって公共の福祉及び事務の合理化に資することを目的とする。

(行政区の境界)

附則

新行政区の実施は、公布の日より



## 岡垣町長選挙

### 日程決まる

昭和四十八年三月八日付病氣退職による、岡垣町長選挙告示日が次のとおり決定した。尚岡垣町議会議員補欠（二名）選挙を併せて行なう。

記

一、告示日 四月一日（日曜日）

一、投票日 四月八日（日曜日）

岡垣町選挙管理委員会

投票所、開票所（即日開票）

第一投票所 岡垣中央公民館

第二投票所 内浦小学校講堂

第三投票所 山田小学校仮講堂

第四投票所 戸切小学校講堂

第五投票所 町立保育所

開票所（選挙会）  
岡垣中央公民館大集会室

### 明るく正しい選挙

四月八日は町長、議員補欠選挙である。次の合言葉で明るく正し

実施する。農家は、農事関係のみ従来の行政区に属するものとする行政区の再編成については、昭和四十七年より取り組んでいます

が、住民感情等色々問題点が多く思うように施行出来ず、まだ調整を要する点もあるかと思います。御協力をお願い致します。詳細

については、区長さん又は役場企画課におたすね下さい。追記新設区におきましては、区長さんの選任、区の命名や区の事務についても合わせてお願いします。

又役場の方も関係課においては遂に事務を整備致しております。

1、基準日および登録日 昭和48年3月31日  
2、名簿縦覧期間 昭和48年4月1日から昭和48年4月2日まで

### 選挙人名簿登録の資格

住民基本台帳に登載されている人で次の人に於いては、選挙権があります。

1、よく見、よく聞き、よく選ぶ  
2、みんな投票に参加する。

有権者が進んで投票に参加することが、結局は町政を住民のものとする最短のルートである。

3、良心に恥じない投票を。

1、公職選舉法違反者で執行中の者  
2、投票日ににおいて満二十才未満の者

3、昭和48年1月1日以降に転入した者  
4、選舉期日（投票日）までに転出した者



明るく正しい選挙推進協議会  
岡垣町

午前 7時から  
午後 6時まで

4月 8日執行の岡垣町長及び同議会議員補欠選挙、に用いる選挙権登録においては、区長さん又は役場企画課におたすね下さい。追記新設区におきましては、区長さんの選任、区の命名や区の事務についても合わせてお願いします。

又役場の方も関係課においては遂に事務を整備致しております。

については、区長さん又は役場企画課におたすね下さい。追記新設区におきましては、区長さんの選任、区の命名や区の事務についても合わせてお願いします。

又役場の方も関係課においては遂に事務を整備致しております。

## 納期前の納付（前納報償金）

地方税法により報償金を交付することができます。

○町県民税の納期

六月、八月、一〇月、一月  
四月、七月、二月、二月

各税金を、定められた納期前に納付される納税者には、納付した税額の  $\frac{1}{100}$  に、納期前の月（一四日以下切捨一五日以上は一月とす）を乗じて得た額の報奨金を交付します。

○固定資産税を6月20日に年額を納付した場合

1期1,000	2期1,000	3期1,000	4期1,000
6月	8月	10月	1月
4月	7月	12月	2月

13月分  
税額  $\frac{1}{100} = 10$  円  
 $10 \text{ 円} \times 13 \text{ 月分} = 130$  円（報償金）

○固定資産税を4月20日に年額納付した場合

1期分は月数なし	2期分—3月分	3期分—8月分	4期分—10月分
----------	---------	---------	----------

21月分  
税額  $\frac{1}{100} = 10$  円  
 $10 \text{ 円} \times 21 \text{ 月分} = 210$  円（報償金）

の方は年度末に納税報償金を別計算により交付します

一一〇番のかけ方は電話機の種類によつてちがっています。かけ方はつきのとおりです。

- 1、黒電話（加入電話）  
送受話器をはずし「一一〇」をダイヤルする。
- 2、青電話  
「一一〇」をダイヤルする。

○電話機の右横に緊急通報装置のあるものは送受話器をはずし「一一〇」をダイヤルする。

一二〇番のかけ方は電話機の種類によつてちがっています。かけ方はつきのとおりです。

- 1、黒電話（加入電話）  
受話器をはずして「一一〇」をダイヤルする。
- 2、青電話  
赤電話と同様にダイヤルする。

以上は自動電話のかけ方ですが、自動以外の電話については、電話局（交換台）をよび出し、「警察」または「事件」と言えば「一一〇番に接続することになつています。

○緊急通報装置がない場合は送受話器をはずし「一一〇番」をダイヤルする。  
(送受話器をかけると一〇円硬貨はかえる)  
3、赤電話（委託公用電話）  
受話者（店主等）に「切替え力

## たばこ消費税

が町内の小売人に売渡した、たばこの本数により、税金を町に納入するようになります。これをたばこ消費税といいます。

この本数は  
紙巻たばこ 一本一本  
刻たばこ 一本一本  
葉巻たばこ 一本一本  
パイプたばこ 一包五〇本

## 見たら聞いたら110番

### 事件、事故を

### 見たら聞いたら110番

▲週間に実施する行事  
①午前7時と午後8時にサイレンを吹鳴します

②消防署、消防団の予防整察  
▲スローガン

全国一斉に春季火災予防週間が次のとおり、実施されます。

2月28日（水）から3月13日（火）まで

### 春季火災 予防週間

岡垣町内で毎月一五〇万本位の販売があり、月平均一七〇万円程度の税金が町に入っています。

町内のたばこ小売店の販売本数がふえれば、それだけ町の収入がふえ、事業が多く出来るようになります。

町内でたばこ買って  
町をゆたかに

## ご案内

各警察官駐在所に一般加入電話を設置しましたので、事件の早期通報に御利用下さい。



吉木警察官駐在所  
海老津局 ②-2455番

波津警察官駐在所  
海老津局 ②-2456番  
折尾警察署

# ゴミを出している御家庭へ!!

## 老人クラブへ香典返しとして寄付

紙くずや残葉等の燃えるゴミは  
指定したボリ袋に入れて、決められた収集日に出して下さい。

原則として指定袋は、一週一回  
一袋を収集します。燃えるゴミを  
指定外の袋で出した場合は、収集車が収集しない場合があります。

また特に水切りを十分にして出  
して下さい。水切りが悪いと焼  
却場で重油を多量に使用するよう  
な事になり、税金のムダな消費と  
なると共に公害の発生の原因にも  
なります。

価値の空缶、小さなビン、小さな  
鉄くず(クギ程度)等の燃えない  
物を運び出さないで下さい。(3カ月に  
1回程度実施)。

## 社会福祉協議会へ香典返しとして寄付

一、吉木区故八尋賢吾殿 86才  
昭和48年1月24日死亡

八尋健児殿より  
一、山田区故石田久光殿 75才  
昭和48年2月3日死亡

石田 勝殿より  
一、海老津区故山村タマ殿 75才  
昭和48年2月2日死亡

山村英幸殿より  
一、手野区故竹井啓殿 29才  
昭和44年5月8日死亡

竹井正孝殿より



# 年金制度は 通算されます!!

わが国には現在八種類の年金制度があり、その人の職業により加入する制度が異なっています。すなわち、会社や工場に勤める人は厚生年金保険に、船舶や漁船の乗組員は船員保険に、農業や自営業を営む人は国民年金に、官公署に勤める公務員や公共団体の職員は各種共済組合に加入することになります。

つまり、すべての国民がいかかの年金制度に加入する国民皆年金の体制がしかっています。

これらの年金制度においては、いずれも老後の所得保障を目的とした老齢年金または退職年金が年金給付の中心となっていますが、老齢(退職)年金を受けるためにした老齢年金または退職年金が年間期間その制度に加入していることが条件となっています。

これが通算年金制度です

一、通算される年金制度

度は、次の八種類の公的年金制

山田区故石田久光殿 75才  
昭和48年2月3日死亡  
石田 勝殿より  
一、吉木区故太田常子殿 71才  
昭和48年1月30日死亡  
太田治雄殿より  
一、吉木区故太田イヨ殿 70才  
昭和48年2月12日死亡  
太田 守殿より

一、東松原区故木村スエ殿 81才  
昭和48年1月18日死亡  
木村忠司殿より  
四、通算される加入期間

通算の対象となる加入期間は原則としてひとつ年の年金制度の加入期間が一年以上あり、かつ昭和三六年四月一日以後の加入期間でなければなりませんが、厚生年金保険と船員保険の加入期間は、同日以後にいずれかの年金制度に加入すれば、同日前の加入期間も通算の対象となる加入期間となります。ただし、脱退手当金を受けた期間は除外されます。また、国民年金の任意加入の対象とされているサラリーマンの配偶者や、すでに老齢年金、退職年金、恩給などを受けている方とその配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間があるときは、その期間も通算の対象となる加入期間となります。

このほか昭和三十六年四月一日において、現に加入していた共済組合制度の同目まで引き続く加入期間は、通算の対象となる加入期間となります。

この度は、次の八種類の公的年金制度

(1) 厚生年金保険  
(2) 船員保険  
(3) 國民年金  
(4) 國家公務員共済組合  
(5) 地方公務員等共済組合  
(6) 私立学校教職員共済組合  
(7) 公共企業体職員等共済組合  
(8) 農林漁業團体職員共済組合

年金保険の加入期間が一年以上あって、(1)各年金制度の加入期間と合算して二五年以上あるか(2)国民年金制度以外の加入期間と合算して二〇年以上あるか、または、(3)他の年金制度から老齢年金、退職年金、または恩給などを受ける資格がある場合には、通算老齢年金の受給資格期間を満していることになります。なお、この受給資格期間の「二五年」については、昭和五年

年金保険の加入期間が一年以上と合算して二五年以上あるか(2)国民年金制度以外の加入期間と合算して二〇年以上あるか、または、(3)他の年金制度から老

齢年金、退職年金、または恩給などを受ける資格がある場合には、通算老齢年金の支給開始年齢は、厚生年金保険など被用者の年金制度は六〇歳から国民年金は六五歳からです。

受給要件を満たしたときは早めに、加入していた各年金制度に請求手続きをいたしましょう。

### 住民課年金係

## 議会だより

第一回臨時議会は一月二十二日招集、会期は一月二十四日まで三日間と決定、次の議案が原案可決される。

### 議案第一号

岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

### 議案第二号

岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)

### 議案第三号

岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

### 議案第四号

岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

昭和四十七年度岡垣町一般会計補正予算(案)第五号  
(歳入歳出予算の補正)

昭和四十七年度岡垣町一般会計補正予算(案)第七号  
議案第六号  
議案第五号

岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

地方自治法(昭和二十二年法律第六号)第九九条第一項の規定により、関係行政庁に対し、射爆場に関する別紙の通り意見書を提出するものとする

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

地方自治法(昭和二十二年法律第六号)第九九条第一項の規定により、関係行政庁に対し、射爆場に関する別紙の通り意見書を提出するものとする

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

地方自治法(昭和二十二年法律第六号)第九九条第一項の規定により、関係行政庁に対し、射爆場に関する別紙の通り意見書を提出するものとする

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

### 議案第十号

防風保安林の解除について

岡垣町大字鬼山字黒山浜一六三六番台帳面積二〇九町七反三畝九歩のうち二一、一〇八平方米を県道若松芦屋一福岡線の道路改築工事のため防風保安林の解除をしたいので議会の議決を求める。

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

射爆場に関する意見書の提出について

射爆場に関する意見書の提出について

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

### 議案第十号

防風保安林として、我々の祖先が三〇〇年のながきにわたり、血と汗によって育て上げて来たものである。中南部地区は国鉄鹿児島本線、国道三号線、その他の道路は六五歳からです。

受給要件を満たしたときは早めに、加入していた各年金制度に請求手続をいたしましょう。

防風保安林の解除について

岡垣町芦屋一福岡線の道路改築工事のため防風保安林の解除をしたいので議会の議決を求める。

射爆場に関する意見書の提出について

射爆場に関する意見書の提出について

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

射爆場に関する意見書の提出について

射爆場に関する意見書の提出について

射爆場に関する意見書の提出について

射爆場に関する意見書の提出について

### 議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

### 議案第十号

昭和48年3月22日

岡 堤 訊 報 町

地域の住民の犠牲の上にのみ國の防衛の責任が移されではなく。然も他の基地の所在と異なる、射撃場という危険性を持った施設であることを充分認識されて、その間岡町に対しでは最大限の補償をされること。

4、今後の安全管理については、岡町と充分協議の上なされること。

5、万一の事態の場合は国の責任に於いて最大限の処理（補償）がなさるべきこと。

昭和四八年一月二十四日  
岡町議会

関係行政首職

岡町議会

昭和四八年二月八日開催された全國町村議会定期総会に於いて岡町議会が表彰を受ける。

## 表 彰 状

福岡県遠賀郡岡町議会殿  
貴議会は地方自治の本旨にそつて議会運営の向上に努めもって住民福祉を増進した功績はまことに顯著でありますよって茲にこれを表彰します

昭和四八年二月八日

全国町村議会議長井上隆夫

（議会会長事務局）

重 度 身 体 障 害 者 授 産 施 設  
小 富 士 園 入 所 ご 案 内

たしかめて

またたしかめて

ハイ横断

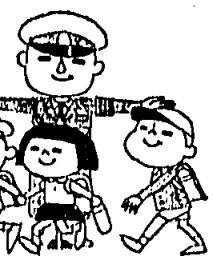
○こども向け

所在地、福岡県糸島郡志摩町大字東具塙七七七番地の二

身体の障害のため、今まで就労の機会に恵まれなかつた人。障害を克服して自活する意欲のある満15才以上の人。自身の廻りのこと

どうろのとびだし  
わるふざけ

施務課



## 警 察 か ら の お 知 ら せ

折尾警察署 公衆連絡所

アルミニウム製  
警察マーク(濃黄色)  
字 体(思)

27 cm

7 cm

この看板のかかげてあるところ

海老津駅 駅 長  
海老津 花田 伸

西山田 田中 伸

野間 白石半彌

海老津 木原陽一

麻生一平

秋武ナミ

柳原 旗生武雄

戸切 竹石園市

百合野 梶原幾男

野間 石橋芳一

上畑 园町役場

吉木 阪生正行

吉木 田口秋夫

吉木 原金久

吉木 小西直行

吉木駐在所地区

記

東山田 赤松健志

春 の 交 通 安 全  
運 動 に つ い て

1期間

四月六日から

加して下さい。

交通 安全 スローガン

世界の願い 交通安全

歩行者事故とくに新入学児童および幼児の事故防止

○運転者向け

せまい日本  
そんなに急いで  
どこへいく

指導員などが街頭指導、取締りを実施しますので運転者はもちろん歩行者の方も、充分気をつけて交

通事故をなくすようこの運動に参

○歩行者向け

吉木　伊藤良成  
高倉　柴田鉄男  
元松原　平川雅人  
黒山　河野繁雄  
波津駐在所地区

原　花田千秋  
原　本田健次郎  
原　折屋警察署  
内浦　吉田一布  
内浦　新松原  
内浦　手野  
内浦　竹井裕敏  
漁協　長畑菊丸  
湯川　刀根又次  
湯川　和田馬雄

吉木　伊藤良成  
高倉　柴田鉄男  
元松原　平川雅人  
黒山　河野繁雄  
波津駐在所地区

臨海莊　新松原  
手野　吉田一布  
内浦　長畑菊丸  
漁協　刀根又次  
湯川　和田馬雄

## 一坪園芸希望者募集 (休耕田利用)

目的は休耕田を利用して菜園芸で  
土に親しむもの

場所三吉区　一人当たり十五㍍  
三十坪

希望そ菜品种別栽培作成し週一  
回位直接お世話します。

期間は三月十二日頃まで

使用料十五坪で五〇〇円  
三十坪で一、〇〇〇円

申し込み締切は三月三〇日まで

申し込み先　役場産業課

問い合わせ窓口は、県建築部建  
築課建築統計係または、もより  
の県土木事務所建築課とする。

## 歩こう会再開

4月1日施行により、改正の概  
要等は、つきのとおりです。  
1、試験日を、現行の5科目を学  
科と設計図の2科目に改め、  
学科は4区分とし、学科試験に  
合格した者に限り、設計図の  
受験を認める。

2、学科試験の合格者については  
学科試験に合格した二級建築士  
試験に引き続き実施される2回  
までの二级建築士試験に限り、  
当該者の申請により学科試験を  
免除する。

3、試験制度の改正に伴う経過措  
置として、改正前の福岡県建築  
士法に基づき、昭和47年以前に  
実施された二級建築士試験にお  
いて合格科目を有する者で、か  
つ、当該科目にかかる試験の免  
除を受けられるものについては  
新規則の規定にかかわらず旧制  
度による二级建築士試験を4回  
実施する。

人間も動物である。動物とは動  
かなければ生きてゆけない物であ  
る。文明の発達で身体を動かすこ  
とが少なくなった。運動することが  
少ないので、いざ運動しようとする  
と臆窓になり、ますます身体を退  
化させている。  
それを解消するための「歩こう会」  
も参加してください。

## 岡山風土記

### 隆守山の八十八力所

吉木の隆守山は桜の名所だが、

頂上の松は枯れてしまった。隆守

院の構を通じて隆守山に入ると、

石段を上った正面に

「尼松月涼逸居士覺盡」。横に「

麻生近江守隆守」と刻んだ墓があ  
る。これは隆守山から切り出した

石らしい。その横に「喜陽如慶大

姉・久庵良菜大姉」と刻んだ砂岩

の墓がある。奥方と母堂の墓であ

る三基とも小堂に納められている  
隆守山は明応六年(一四九七年)か  
く新制度による二級建築士試  
験を受験することを妨げないも  
のとする。

ただし、この場合、当該者が

新制度による試験を同一年  
に受験することは認めない。

4、試験制度の改正内容の詳しい

問い合わせ窓口は、県建築部建  
築課建築統計係または、もより  
の県土木事務所建築課とする。

一、期日、四月から毎月第二日曜  
(四月は第二日曜が選挙だから  
四月一日の日曜にします)。

二、集合時間　八時

三、集合場所、海老津バス停

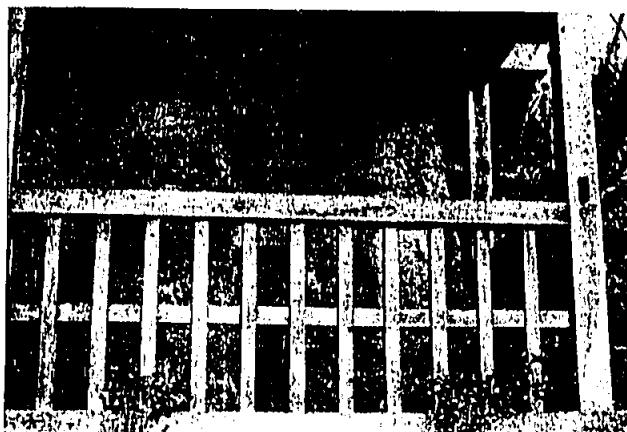
四、所要時間は二時間程度、  
歩ける服装で参加ください。

公民館



(隆守山八十八ヶ所奉清碑)

(麻生隆守の墓)



公民館

昨年四月から剣道教室を開いていますが、応募者が多く公民館ではせまくて学校の講堂を借りて始末です。

体力つくり、技術、精神修養、礼儀と人間つくりには、うってつけの教室です。

二期生の募集をしています。二期生は一期生だけで指導をし、一期生と一緒にすませることはありません。

## 剣道教室生募集

現在のところ練習時間は、平日は午後五時から七時ごろまで、土曜日は午後にしています。この時間帯は変更してもよいのですが、その指導者を募集します。

卓球の指導者ですから卓球の技

## 遠賀静光園職員募集

### 老人ホーム

五、一月五日号の町報にも書いていますが、希望者は申込書等を至急公民館に提出して下さい。年の中途では、技術の差ができる、消つてあります。が、希望者は申込書等を至急公民館に提出して下さい。年の中

術のすぐれている方に越したことではありませんが、技術より、卓球のマナー等を指導していただきたいと思います。

謝礼は会員の会費でまかなう予定です。

一週に一回程度都合のつく方は、岡町中央公民館に連絡してください。

公民館

## 町民体育祭

例年四月の第三日曜日に実施していた町民体育祭は、四月八日が町長、町議の補欠選挙だから、今年は第四日曜日——四月二三日に

なりそうです。まだ決定はしていません

一、調理員一名（地方公務員）  
二、昭和十三年四月二日から十八年四月一日の間に生れた女子。

学歴は問いません。

三、五月一日から五月十日まで、遠賀静光園で受付けます。事前

に応募用紙を遠賀静光園から受け取って下さい。（郵便で請求してもよい）

公民館

## 四、第一次試験 五月十五日九時

### 高等学校卒業程度の教養問題、

### 場所 遠賀町役場

### 五、第二次試験 五月二十二日十時

### 高等学校卒業程度の教養問題、

### 場所 遠賀郡遠賀町上別府八九二番地

### 六、くわしいことは遠賀郡遠賀町上別府八九二番地

### 遠賀郡遠賀町上別府八九二番地

### 電話〇九三三九、〇〇二二五におたずねください

### 三、費用、毎月の会費と道具代は自己負担です。

### 四、定員三十名になり次第締切り